

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	認可地縁団体による所有不動産の登記移転等に係る公告申請	
根拠法令・条項	地方自治法第260条の46第1項、法施行規則第22条の2の5	
所 管 課	市民生活 部	市民協働 課
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・認可地縁団体が、不動産を所有していること。 ・認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること ・当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であったと者であること ・登記関係者（相続人を含む）の全員又は一部の所在が知れないこと（一人でも所在が知れないと該当） 	
標準処理期間	標準処理期間	7日
	標準処理期間を設定できない理由	